

# 公害弁連ニュース

全国公害弁護団連絡会議

2015年1月9日

東京都豊島区西池袋1-17-10  
エキニア池袋6階

城北法律事務所

TEL: 03-3988-4866 FAX: 03-3986-9018

No.  
178

## 卷頭言

### 最近の判決に見る公害訴訟の前進

幹事長

弁護士 中杉 喜代司

#### 1 勝訴が続く公害事件

公害弁連ニュースの前回号には、5月21日に同日判決となった大飯原発差止福井地裁判決と第4次厚木基地爆音差止横浜地裁判決の報告が掲載されている。福井地裁判決は、福島原発事故後の最初の原発差止判決として注目されていたし、また、横浜地裁判決は、基地騒音訴訟として初めて差止請求が認められた。この両判決を皮切りに、自死事件の慰謝料請求が初めて認められた福島地裁判決、そして10月9日の大阪泉州アスベスト国賠訴訟最高裁判決、続いて11月7日には九州建設アスベスト福岡地裁判決と、公害事件の勝訴判決が続いている。このことは、東日本大震災・福島原発事故以来、公害事件において後ろ向きの判決が多かっただけに、当該の訴訟団、弁護団、支援者らの努力も然ることながらも、司法界にも及んだ大震災の衝撃から落ち着きを取り戻しつつあることを示すものであろう。

このうち泉州アスベスト訴訟の最高裁判決は、公害弁連における中心的な事件の一つであり、今後に続く建設アスベスト訴訟等への影響からも必ず挙げるべき判決と言えよう。

公害弁連でも、泉州アスベストの現地調査、法廷傍聴、集会への参加等を行ってきたが、第1陣の一審勝訴判決後の厚労省前での2週間にわたる控訴阻止行動は、もう一歩のところで控訴されてしまい、原告らの被害救済を大きく遅らせることとなってしまった。しかし、これらの行動を通じて、原告の方々が自分の言葉で語る訴えを何度も聞くことができた。それだけに、最高裁判決後の原告の方々の喜びとわずかに棄却されてしまった原告の方の思いが心に浸みた。私自身、何回かこのような経験をしてきたが、原告の方々のこの一瞬を見るために、これまでやってきたような気がした一日であった。

## 2 住民らの悲願「差止判決」

もう一つ、私が修習生のときから三十数余年にわたって携わってきた横田基地公害訴訟の兄弟訴訟とも言うべき厚木基地爆音差止訴訟において、全国で初めて「差止判決」が宣告されたことは、どうしても触れざるを得ないものである。

基地騒音訴訟は、夜間早朝の飛行差止が認められた大阪空港訴訟高裁判決に後押しされて、1975年小松基地、翌76年横田基地、翌77年厚木基地の各訴訟が相次いで提訴され、現在は、嘉手納、普天間、岩国の各基地を含めて6基地周辺の約3万6000名もの原告が夜間・早朝の飛行差止と損害賠償を求めて訴訟を遂行している。このうち、厚木、小松、嘉手納、横田は、2度の裁判の確定を経て、3サイクル目の裁判である。米軍機や自衛隊機の飛行が延々と続く中、これまで過去の損害賠償は認めるが、将来の損害賠償と差止請求は認めないとの判決が繰り返されてきた。私は、公害弁連の先輩弁護士から「横田をどうするつもりなのか。」と言われ続けてきた。

しかし、基地騒音訴訟も全く進展がないではなく、着実に前進してきた。1サイクル目の旧訴訟では、基本的人権も平和だからこそ享受できるとする被告国の大「軍事公共性論」を打ち破り、横田控訴審判決では「国防のみが……重視されるべきもの解することは憲法全体の精神に照らし許されない」との判決を勝ち取り、その後の判決へと引き継いだ。また2サイクル目の訴訟では、基地周辺に転居してきた多くの原告に対し被告国が責任を免責したり、減額する「危険への接近論」を排斥する判決を、基地から逃げようのない沖縄の嘉手納訴訟から勝ち取り、全国すべての基地訴訟へと広げた。そして、今回の3サイクル目の最初の判決にして、行政訴訟という手法を用いて、厚木訴訟が自衛隊に対する午後10時から午前6時という限定付きながらも、初めて差止請求を勝

ち取ったことは極めて大きな意義がある。この判決には、交通騒音が心疾患への大きなリスクとなっていることを明らかにした欧米における最新の研究成果が差止の理由の一つとなっている。ともあれ、差止請求を諦めない厚木弁護団の執念とも言える努力が固い差止の門をこじ開けたものであることは、大いに評価されるべきである。

また、将来の損害賠償についても、最高裁で覆つてしまつたものの、約1年間の賠償を認めた横田控訴審判決がある。さらに損害賠償額についても、従来の横並びの金額を倍増させた普天間控訴審判決に続き、今回の厚木判決でも従来の額を上回る金額が認められている。

## 3 一つの成果を全国へ

年末の慌しい解散から12月14日の投票日に向かって、いま衆議院議員選挙が闘われている。原稿執筆時には選挙結果は不明であるが、新聞では、自公与党の大勝予想の大活字が踊っている。このままでは、集団的自衛権の閣議決定、国土強靭化法の成立、原発再稼働、CO<sub>2</sub>削減の大幅後退と、安倍政権によって公害・環境問題を悪化される政治が続くことになってしまう。しかし、泉州から建設アスベストへ、また基地騒音公害のように、理屈では否定できない「被害」という事実を全面にかかげて、全国の被害者、弁護士、支援者が共に協力して、一つの成果を全国へ広げることが、公害弁連と総行動に結集する公害被害者の闘い方である。とくに、最大の公害と言える福島原発事故の被害者らにより全国で提起されている損害賠償訴訟では、全国の連携が急務である。また再稼働を阻止する原発差止訴訟においても、「大飯の成果を全国へ」を合言葉に共闘を強めていくことが今後の課題である。2015年も、地道な努力で、着実な前進を勝ち取りましょう。

# 大阪・泉南アスベスト国賠訴訟 ～無告の民が築いた礎

大阪アスベスト弁護団

弁護士 伊藤明子

## 最高裁で国に勝訴

2014年10月9日午後3時、最高裁第1小法廷(白木勇裁判長)は、大阪・泉南アスベスト国賠1陣訴訟(原告34人・被害者26人)及び2陣訴訟(原告55人・被害者33人)の上告審において、国の規制権限不行使の違法を認める原告勝訴の判決を言い渡した。

2006年5月の1陣提訴から8年半、100年に亘る全国一の石綿産業の集積地・泉南から名乗りを上げた無告の民【彼らの苦境の真の原因を知らず、告げて訴える場所をもたない状態に置かれていた人民大衆】は、1陣高裁の不当判決をも乗り越えて、アスベスト被害について国を断罪するわが国で初めての最高裁判決を勝ち取った。

## 最高裁判決の概要

本判決は、まず、労働者の生命や安全、健康を守ることを主要な目的にして省令制定権限が委任されている場合、行政に与えられた規制権限は、「できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正すべく、適時にかつ適切に行使されるべきものである」という筑豊じん肺訴訟最高裁判決と同様の判断基準を示した。

そのうえで、1958年には、国は石綿工場において深刻な石綿被害の発生を認識していたこと、有効に機能する局所排気装置を設置することが可

能であったことなどを認定して、58年から局所排気装置の設置が義務づけられた71年まで、国には局所排気装置の設置義務づけを怠った規制権限不行使の違法があったとした。

同時に、本件における責任の重大性から国の責任範囲を2分の1とし(筑豊じん肺訴訟では3分の1)、また、石綿関連疾患の重大性を指摘して基準慰謝料額を筑豊じん肺訴訟の基準より増額し、かつ、個別の減額事由を一切認めなかった2陣高裁判決を確定させた。さらに、国賠法上の救済範囲を拡大し、石綿工場に出入りしていた運送業者の従業員も保護範囲に含まれるとした点でも2陣高裁判決を確定させた。

一方、本判決は、72年以降に関しては2陣高裁判決を後退させ、使用者に対して労働者に防じんマスクを着用させることを義務付けなかった点及び抑制濃度の規制を強化しなかった点について、著しく合理性を欠くとまでは認められないとして違法性を否定した。また、近隣ばく露や家族ばく露の被害者、除斥期間が経過した被害者につ



いては、2014年7月に上告不受理の決定がなされ、請求棄却が確定している。そのため、損害賠償請求が認容された被害者は59名中52名であった。なお、2陣訴訟は確定したが、1陣訴訟は損害額確定のため大阪高裁に差し戻された。

## 最高裁判決の意義

第1に、何よりも、生命・健康よりも産業発展が優先するとした1陣高裁判決を否定し、規制権限行使にあたっての国の裁量権を厳しく制限した点が重要である。2011年8月の1陣高裁判決や、2012年5月の建設アスベスト訴訟横浜地裁判決など、司法の逆流とも言える動きがあった中で、2004年の筑豊じん肺訴訟判決、水俣病関西訴訟判決以来、最高裁が10年ぶりに厳格な違法性判断基準を確認した意味は大きい。本判決は、人命尊重の原則に依り、国の責任を厳しく問う司法の流れを確実にした。

第2に、最高裁が、司法の最終判断として、アスベスト被害について国に責任があることを認めた点も重要である。本判決によって、国には、50年以上前からの違法を前提にした、過去から現在までのアスベスト規制や対策の再検証が迫られている。同時に、国に法的責任がないことを前提とした、不十分なアスベスト救済法の抜本的見直しも求められているはずである。

第3に、本判決は、全国6カ所で闘われている建設アスベスト訴訟の勝利にも大きく貢献する。現に、11月7日に言い渡された九州建設アスベスト訴訟の福岡地裁判決は、今回の最高裁判決の判断基準を確認したうえ、1975年以降の防じんマスクの着用義務付けを行わなかった国の規制権限不行使の違法を認めた。まだまだ不十分ではあるが、建設現場の被害についても、国有責の流れは確実になったと言える。

## 残された課題

10月27日、塩崎厚労大臣は原告に面談して謝罪した。無告の民の声が、ついに国家権力に届いた瞬間であった。原告らの要請を受け、国は、1陣訴訟及び未提訴の被害者についても、最高裁基準で和解する旨を表明している。今後は、早期に1陣訴訟の和解を成立させるとともに、最後の1人まで被害者を掘り起こし、救済につなげたい。また、泉州地域には、旧石綿工場に残存するアスベスト除去の問題もある。泉州アスベスト問題の全面解決へ向け、これらの課題について、行政にも責任を持って取り組むよう要請していく。

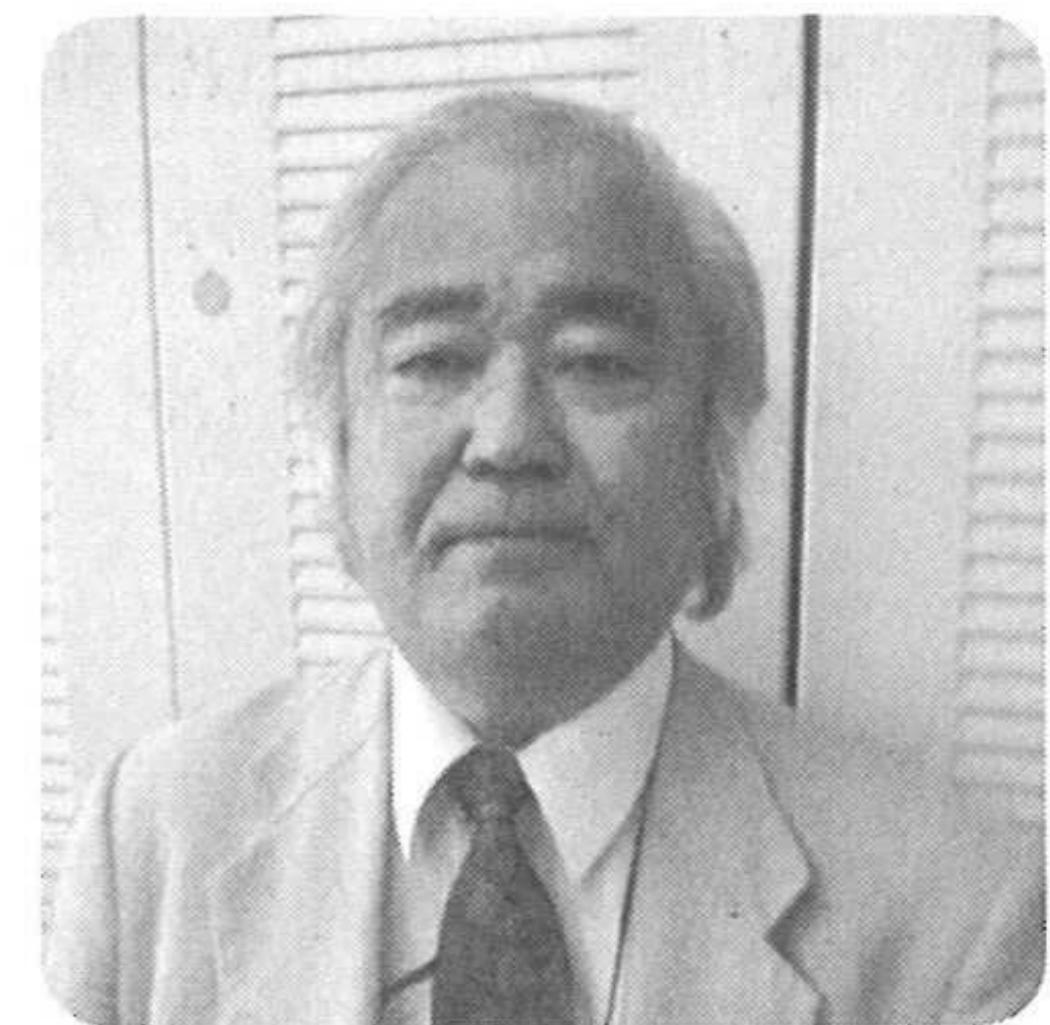
泉州地域の石綿被害は、過去数十年間に亘って埋もれてきた、家族ぐるみ、地域ぐるみの被害である。残念ながら、その象徴とも言える家族ばく露、近隣ばく露、除斥期間経過の被害者及び石綿産業の最盛期であった72年以降に就労開始した被害者に対する国の法的責任は否定された。その被害救済は、国が最高裁判決を重く真摯に受け止め、過去のアスベスト政策を検証する中で、政治的責任として対応すべき大きな課題である。

来年は、各地の建設アスベスト訴訟が大山場を迎える。国と建材メーカーの責任を認めさせ、一人親方を含めた建設労働者の勝利を勝ち取ることが当面の最大課題である。

この最高裁判決を、全国に、将来に広がるアスベスト被害の救済と対策の礎とすべく、また、生命・健康軽視、産業・経済最優先の現在の政治に対する、司法からの警鐘として、1人でも多くの人に知ってもらいたい。

## 脱原発訴訟 報告

弁護士 板 井 優



### 脱原発訴訟のあらまし

2011年3月11日東日本大震災・大津波と共に、東京電力福島第一原子力発電所の原発事故が発生した。

この原発事故を受けて、これまで別々に闘っていた各地の原発差し止めの闘いが、脱原発弁護団全国連絡会議という形で組織されたという。この経緯を知るある弁護士によると、言葉は悪いが、これまで個々の弁護団がタコ壺に立てこもって重機関銃をそれぞれの目の前の原発に撃っていた闘いから、少なくとも主張と立証を共同にしようという段階へと大きな変化があったという。

しかし、3・11前には二つの勝訴判決（住民側からは2勝31敗）しかなく、しかもそれは上訴審で敗訴し、勝訴した確定判決はないという状態であった。したがって、司法でもって、脱原発をどのように実現するかという道筋は不明確なままであった。

しかしながら、3・11以降、国の原発による発電政策を問い合わせ、二度と福島原発事故を起こさないという立場から大きく世論を変えようということで、例えば九州・京都などの各地で大量提訴による集団訴訟が行われるようになり、こうした裁判のやり方は序々に全国各地に広がっていった。

2014年5月21日、福井地裁は大飯原発の差し止め判決を出した。この判決は、福島原発事故を繰り返さないことを前提に科学論争をせずに判断をすることを明らかにした。

この福井地裁判決を経て、脱原発を目指す裁判は新たな段階に入ったといえるであろう。

### 3・11以前の主な原発訴訟

1. 2011年3月11日までに15の裁判所で33の判決が下され、うち2つの裁判で住民側が勝訴したが、いずれも上級審で敗訴した。そして、2つの裁判所で裁判が継続していたが、福島での原発事故が起きたのである。その内訳は次の通りである。いずれも、個々の原発を問題にするもので、国の原発に拠る発電政策の是非を問うたものではない。

#### ◆設置許可取り消し形態

愛媛伊方一号 (73年8月提訴)

最高裁まで3回敗訴

茨城東海第二 (73年10月提訴) 同上

福島・福島第2・1号 (75年1月提訴) 同上

愛媛伊方二号 (78年6月提訴) 一審敗訴確定

新潟柏崎刈羽 (79年～80年提訴)

最高裁まで3回敗訴

#### ◆建設・運転差止

宮城女川1・2号 (81年12月提訴)

最高裁まで3回敗訴

#### ◆設置許可無効確認

福井もんじゅ (85年9月提訴)

控訴審のみ勝訴

#### ◆建設・運転差止

福井もんじゅ（85年9月提訴）一審敗訴確定  
北海道泊1・2号（88年8月提訴）同上  
石川志賀1号（88年～89年提訴）

最高裁まで敗訴

### ◆運転差止

福島・福島第2・3号（91年4月提訴）  
最高裁まで三回敗訴  
福井高浜2号（91年10月提訴）一審敗訴確定  
島根・島根1号・2号（99年4月提訴）  
一審敗訴・継続  
石川志賀2号（99年8月提訴）  
一審勝訴最高敗訴確定

静岡浜岡1～4号（2003年7月提訴）  
一審敗訴・継続

### 2. 前項とは別の主な裁判（北から南へ記述）

新しく裁判を起こした事例は次の通りである。  
北海道泊（11年11月提訴）被告北海道電力  
青森大間（14年4月提訴）  
被告電源開発（原告：函館市長）  
青森六ヶ所（93年9月提訴）被告経産大臣  
茨城東海（12年7月提訴）被告国・日本電源  
新潟柏崎刈羽（12年4月）被告東京電力  
石川志賀（12年6月提訴）被告北陸電力  
福井美浜・大飯・高浜（11年8月提訴）  
被告関西電力

福井敦賀（11年11月提訴）被告日本電源  
福井大飯（12年11月提訴）

被告国・関西電力（京都訴訟）

大飯原発では、被告関西電力とする裁判、国と  
する裁判などいくつもの裁判が行われている。

静岡浜岡（02年4月提訴）

被告中部電力 現在東京高裁

静岡浜岡（11年7月提訴）被告中部電力

さらに浜岡では11年5月に被告を国・中部電力と  
する提訴もある。

島根・島根（99年4月提訴）

被告中国電力 控訴中  
しかし、島根では被告を国・中国電力する裁  
判も提起されている。

山口上関（06年12月提訴）被告山口県  
愛媛伊方（11年12月提訴）被告四国電力  
佐賀玄海（12年1月提訴）被告国・九州電力  
佐賀玄海プルサーマル（10年8月外提訴）  
被告九州電力・今春判決予定  
鹿児島川内（12年5月提訴）  
被告国・九州電力

### 今後の展望

今福島では、福島県内の全ての原発の廃炉を求  
める闘いが起こっている。2013年12月15日に  
結成された「福島県内の全原発の廃炉を求める会」  
の闘いがそうである。2014年3月段階で、福島  
県議会・県知事・59市町村が福島全基廃炉決議  
を行っている。

そして、2014年秋には、各地の裁判を闘って  
いる原告団で、脱原発原告全国連が結成されてい  
る。

こうした中で、2014年5月21日福井地裁は関  
西電力を被告とする裁判で大飯原発3・4号機に  
ついて差し止めを認める判決を出した。この判決  
は、個別の原発ではなくわが国の全ての原発に共  
通する判決である。

また、わが国の原発再稼働の突破口を目指す川  
内原発の再稼働を差し止める仮処分も鹿児島地裁  
に提起されている。これも近日中に終結・決定と  
いう段階に差し掛かっている。

いよいよこれから本格的な原発差し止めの闘い  
が司法において闘われようとしている。勝訴判決  
を勝ち取り、その判決を確定させて、さらにその  
確定判決を普遍化していく闘いがいま求められて  
いる。

# 福島原発被害弁護団報告

弁護士 深井剛志

## 1 はじめに

2011年3月11日の東日本大震災に端を発した福島第一原発事故（以下、「本件事故」）は、日本の公害史上最大の「公害」となり、今なお多くの避難者が明日をも知れぬ不安と闘いながら懸命に生活を続けています。避難者に対する損害賠償は遅々として進まず、東電の不誠実な対応に憤りを募らせる避難者は数知れません。

東電による賠償は、政府の決めた避難地域の区域割りに機械的に従い、賠償の基準を定めている点で問題があります。平成23年9月に緊急時避難準備区域の指定が解除された広野町などは、既に帰還宣言が出されており、慰謝料などの賠償金支払が、打ち切りに向かっています。しかし、広野町は依然として高い線量で汚染されており、帰還している住民は、全体の3割に過ぎません。一見にぎわっているように見えますが、そのほとんどは除染作業員であり、帰還しても生活はままならない状態です。にも関わらず、東電は、帰還命

令が出たから賠償は打ち切るなどという、極めて機械的な対応に終始しています。

私が加入している福島原発被害弁護団にも、多くの避難者が相談に訪れ、故郷を失った悲しみ、生業を奪われた怒り、明日の生活への不安を述べていますが、東電は、それらの感情に対して誠実に対応しているとはいがたい状況です。東電の担当者に「出せないものは出せない」という対応をされた被害者の方は多く、あたかも、東電が示す基準によってのみ、賠償が行われるものであると思い込んでいる方も少なくありません。

## 2 「避難者訴訟」の提起

このような状況を打破するために、わが弁護団は、2012年12月3日、東京電力を被告として、福島地方裁判所いわき支部に、避難区域内からの避難者40人を原告とする「福島原発避難者訴訟」を提起しました。この訴訟の目的は、個々の被害者の具体的救済、すなわち、「侵害された生活全般の回復」です。現在、第4次提訴まで行い、原告数は、500人を超えていました。

訴訟の進行状況としては、現在、原告側の責任論の主張を終え、損害総論の主張もおおむね完了しております。いよいよ損害各論の主張・立証のために、専門家証人と個別原告の証人尋問を請求しているところです。



### 3 「いわき市民訴訟」の提起

上記の様に、避難区域に指定されていなくても、低線量被曝のリスクにさらされている住民は多数存在し、それらの住民に対する被害回復は、区域内からの避難者以上に進んでいません。また、避難対象地域となっていないという理由だけで、地域の回復（除染）や健康管理は十分に行き届いているとはいえない。

このような中、我々弁護団は、「福島原発いわき市民訴訟」を同じく福島地方裁判所いわき支部に提起しました。原告数は、1000人を超えていました。この訴訟は、放射線のリスクにさらされていることに対する月額の慰謝料を求めたものではありますが、本当の目的は、いわきという避難区域外であっても低線量の放射線にさらされている地域の回復を目指した政策形成訴訟です。そのため、請求の趣旨において、慰謝料の支払いの終期を、原状回復及び廃炉が完了するまでとしております。

本件事故によって放射性物質が放出され、放射性物質が原告らの生活空間に侵入した結果、住民らが放射性物質による汚染と生命、健康への悪影響を現に受けず、またその影響の心配をする必要のない、平穀な生活を営むことができなくなりました。そして、従来いわき市民として普通に享受することができていた、放射性物質によって汚染されていないという生活をすることができなくなってしまったのです。これらの侵害を、我々弁護団は、「平穀生活権」の侵害であると構成しました。

現在、訴訟の進行としては、原告による責任論の主張が概ね終了し、国による反論が展開されている状況です。

### 4 「福島原発自死事件」の判決報告

福島原発被害弁護団の中に、「福島原発自死事件」の訴訟を扱う弁護団グループがあります。事案の内容は、福島県伊達郡川俣町山木屋地区から非難を余儀なくされた夫婦が、自宅へ一時帰宅したときに、その妻が、ガソリンをかぶって焼身自殺をしてしまったという事案です。

本年8月26日、福島地方裁判所は、東電に対し、被害者の遺族へ、損害賠償として約4900万円を支払うよう命じる判決を言い渡しました。そして、東京電力は控訴を断念、遺族へ謝罪し、同年9月9日の経過をもって判決は確定しました。

本判決は、原発事故における自死事案に関する初めての判決であり、また、「生活の場を自らの意思によらずに突如失い、終期の見えない避難生活を余儀なくされたストレスは、耐え難いものであったことが推認される」と避難者の苦痛の過酷さを詳細に浮き彫りにしたものであって、画期的な意義を持つものです。そして、今後の原発訴訟への影響も極めて大きいといえます。「福島原発自死事件」チームは、まだ、浪江町から二本松に避難した方の自死事件を扱っております。これからもたたかいは続きますので、是非ご支援をお願いいたします。

# 「生業を返せ、地域を返せ！」 福島原発訴訟の現状

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団  
弁護士 馬 奈 木 厳 太 郎



誰も責任をとらない、誰も謝らないという原発事故の不条理に風穴を開けるのが、この生業訴訟だ —— ラジオ福島・大和田新

## 1 改めて生業訴訟の目的とは

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟（生業訴訟）は、国と東京電力を被告とし、原状回復と慰謝料請求を求めている訴訟である。福島地裁に係属し、滞在者と避難者とが1つの原告団を構成し、原告団は第四次にわたる追加提訴を経て約4000名となっている。

あの事故を公害ととらえ、被害は賠償問題に解消され尽くされないと考えることから原状回復を掲げ、原告のみの救済にとどまらない全体救済を目的とすることから国の責任追及を前面に押し出し、国の線引きの土俵に乗らない福島県及びその周辺の住民による広範で大規模な原告団づくりに努めてきた。現在、福島県59市町村の全自治体のみならず、隣接する宮城県、山形県、栃木県、茨城県に原告を擁し、昨年3月の第一次提訴時から原告団は5倍にまで拡大した。

## 2 訴訟の現状

提訴以来、原告らは責任論をめぐる主張立証に全力を尽してきた。すなわち、津波に関する予見可能性を「敷地高さであるO.P.+10メートルを超える津波が到来し、全交流電源喪失に至る可能

性」と設定し、国自身が策定した津波対策指針である4省庁報告書（1998年）や長期評価（2002年）などの知見が「想定しうる最大規模の地震津波」への対策を求め、1991年の福島第一原発の内部溢水事故から電源に対する被水対策の必要性を教訓として導き、また東電自らが福島第一原発の津波対策について、1997年段階で「余裕のない状況となっている」と評価し、国もそれらの報告を受けていたにもかかわらず、東電は必要な対策をとらず（ないしは、とらないと決め込み）、国も必要な法的規制を行わなかったことは、故意とも同視しうる重大な過失であると主張してきた。

また、原告は、東電が本件に適用されるのは原賠法であり、同法が過失を要件としていないことから過失を審理対象にする必要はない、原告が求める津波の試算データについても、過失の存否を判断するための資料であることから開示する必要はないと主張したのに対し、これを厳しく批判するとともに、民法に基づく請求であることなどを主張し、裁判所からの「過失は本件の重大な争点だと認識している」との発言を数度にわたって引き出し、過失が審理の中心となる期日進行に努めてきた。

さらに、東電が試算データを開示しないなか、当初は試算指示の事実を確認できないとしていた国が、事務官が一部調査を尽くしていなかった書棚から発見された（！）として提出した資料や、溢水勉強会の知見、近時公開されたいわゆる“吉田調書”などにより、早期の段階から津波対策が

不十分であること、電源の被水対策が重要であること、敷地高さを超えた津波が襲来した際には全交流電源喪失の事態に陥りうることなどについて国も東電も認識していたことを具体的に立証してきた。

こうした経過もふまえ、前回期日である第9回期日（本年11月）において、裁判所は、「責任論について、事実の主張はこれまでほぼ出尽くしたと理解している」との認識を示し、全国の他の類似訴訟に先駆けて、次回期日（来年1月）から専門家証人の尋問に入ることを決断した。

なお、生業訴訟といえば責任論とのイメージが強いようであるが、被害論についても総論だけでは7つの書面をすでに提出している。東電は、「原状回復は技術的に可能であっても費用がかかりすぎるので一企業のみで負担するのは困難」、「20ミリシーベルト以下は何らの権利侵害にあたらぬ」、「中間指針は相当で合理的な内容を定めている」といった主張をし、権利侵害にあたらないとの立場を鮮明にしているが、被害が大きいほど責任がなくなるかのような姿勢には、メディアからも厳しい批判が寄せられている。

### 3 今後の見通し

2015年、生業訴訟は主張段階から立証段階へと一歩を踏み出すことになる。3期日にわたる専門家証人の尋問の後には、検証、そしていよいよ本人尋問という流れとなる。

また、原告団においても、原告団拡大について一段落した現在、自らの被害を陳述書として裁判所に提出するための記入会に取り組んでいるが、これに加えて上京しての要請や全国の原発立地自治体への再稼働反対のためのキャラバンなど、法廷外の取り組みという点でも、福島からの情報発信はますます重要になってきており、さらに大きな動きを作っていくことが求められている。

個別救済を求めADRに集団申立てを行う動きなどもあるなか、こうした個別救済とならんで国の責任を前提とした全体救済を求める動きの重要性は、福島の人々のなかにも確実に浸透しつつある。来年は、法廷の内外でいよいよ正念場を迎える。引き続くご支援を心からお願い申し上げる。

## 福島原発被害首都圏弁護団の活動

福島原発被害首都圏弁護団 共同代表

弁護士 中川 素充

### 1 はじめに

私たち福島原発被害首都圏弁護団は、「すべての被害者の被害救済と生活再建を」をスローガンに避難区域の内外を問わず、東京電力福島原発事

故の被害者に対する謝罪と被害回復（生活再建に適った完全賠償、原状回復）を目的として、活動をしている。私たちの特徴のひとつは、理不尽な「線引き」を乗り越えた闘いである。

## 2 「線引き」を乗り越えて

2013年3月11日の提訴以来、被害を訴える動きは徐々に広がっている。2014年3月10日には、73世帯234名を原告として第3次提訴を行った。

第3次提訴の原告には、都内等への避難者のみならず、福島県内で生活をしている人も多数含まれている。福島第1原発から30キロと僅か離れていない田村市常葉町早稲川地区は、隣接区域が区域内（旧緊急時避難準備区域）である。両地区は、相互に幼少期から行き来をして交流をしたり、同じ神社の氏子であったり、親戚関係も多かったりするなど、密接した関係であった。しかし、隣接地域との間には、賠償や行政上の施策なども大きく異なった扱いになってしまった。僅か道路一本でその境が出来てしまったのである。放射性物質は、道路一本で止まることはない。実際に、両地区は、放射線量などにおいては、ほとんど変わらないのである（寧ろ、早稲川地区の方が線量の高い場所もあるほどである。）。何ら合理性のない「線引き」の結果、両地域の住民にわだかまりが生じて、地域が分断されていった。早稲川地区的住民は、この差別的な取り扱いは許さないと想いから、約3分の2の世帯が提訴に踏み切った。

また、福島県のみならず、栃木県県北地域の住民も原告になっている。この地域には、福島第一原発事故により、風向きなどの関係から、多量の放射性物質がまき散らされた。なかには、福島県内よりも放射線量が高い地点もある。ところが、自主的避難等対象区域にすら指定されず、賠償問題からは完全に蚊帳の外に置かれてしまった。決して多くない世帯であるが、訴訟にたちあがった。

原告の中には、東電の現役社員もいる。事故当時入社3年目の若手社員であり、当時福島第一原発で働いていた。東電社員については、早期の段階から原発ADRで東電が和解を拒否しているこ

とが問題となっている。この原告についても自ら原発ADRの申立を行ったが、3回目には拒否された。これも東電の社員という理由による線引きである。

こうした「線引き」は、加害者である国、東電が一方的に作ったものである。これを乗り越えていかなくては、すべての被害者の被害救済を実現することは出来ない。

## 3 訴訟の進行

訴訟の進行については、10月29日に第8回期日を行い我々の責任論主張は概ね終了し、損害論のとりまとめにかかっている。そして、責任・被害立証に向けて、候補となっている証人との接触をし、申請等の検討をしている。

これに対して、被告国は、責任論から真正面で争う姿勢を示している。他方、東電は、原賠法によるべきで故意・過失は問題にならないとして、なかなか責任論について認否・反論をしようとしなかった。また、我々が文書送付嘱託手続により、原発事故以前に検討していた福島原発に関連する既往津波および想定津波、これら津波に基づくシミュレーション結果、福島第一および第二原子力発電所の安全性評価の記載された文書等の提出を求めて、応じようとしない。また、被告らは、いずれも100ミリシーベルト以下は人体に影響はないなどとする主張を展開し、原発事故の被害そのものの打ち消しにかかるとしている。

国や東電をはじめとする原発推進論者は、今回の甚大な原発事故の責任問題を回避しようとするだけでなく、「原発は安全」に代わる「放射能は安全」という「神話」を作り出そうとしている。我々は、訴訟を通じてこうした考え方の誤りをきちんと正していかねばならない。

## 4 生活再建に向けて

原発事故の被害者にとっては、単に金銭賠償の問題だけでなく、避難するにしても、地元に滞在するにしても、今後の生活再建を如何に図っていくかが喫緊の課題となっている。また、被ばくによる健康への不安も大きな問題となっている。これらについて、例えば、東京では、当原告団のメンバーが中心になって当事者団体（ひなん生活をまもる会）を作り、他の団体と連携して、避難用住宅の無償提供期間の長期延長を求める署名を始めている。

我々は、今後も、訴訟活動とともに、生活再建に向けた様々な提言をし、各種団体と連携して、その実現のために活動をしていく。

## 5 さいごに

当弁護団の活動は、声を挙げる被害者が着実に増えていくなか、訴訟も進展し、訴訟以外の多岐にわたる問題にも取り組まなければならず、恒常的な人手不足となっている。是非、ひとりでも多くの方々の弁護団への参加を求める次第である。

### 【若手弁護士奮戦記】

## 第2次新横田基地公害訴訟弁護団に 参加して

第2次新横田基地公害訴訟弁護団  
弁護士 小口明菜



## 1 はじめに

横田基地公害訴訟が初めて提起されたのは、今から約40年前の1976年のことでした。以来、訴訟提起と判決言渡しが繰り返され、過去7回にわたり、横田基地の設置、管理に瑕疵があるとして、被告国を厳しく断罪する判決がなされています。

2013年3月26日、横田基地周辺住民は、被告国に対して横田基地の飛行差止めと騒音被害についての損害賠償を求めて、東京地裁立川支部に第2次新横田基地公害訴訟を提訴しました。同年8月の追加提訴と合わせると、原告数は1078名にのぼります。

## 2 第2次新横田基地公害訴訟弁護団 への加入

私が第2次新横田基地公害訴訟弁護団に加入了したのは2011年12月の弁護士登録後、間もなくのことです。

私は日本で2番目に米軍基地の多い神奈川県で生まれ育ちました。祖母の家で厚木基地の戦闘機の轟音を聞いたこと、家族で出掛けたときに見かけた上瀬谷の広大な通信施設に強い違和感を感じたこと、今でもよく覚えています。弁護士を志すことを決めてからは、弁護士にならざるは基地や平和に関する問題に取り組みたいと考えていました。

弁護士登録後、所属する法律事務所で、横田基

地公害訴訟弁護団が提訴に向けて準備を行っており、新たに弁護団員を募集していると聞きました。新規登録弁護士への弁護団員募集の連絡担当は、奇しくも、私の隣の席に座っている先輩弁護士でした。すぐに弁護団加入申込書を1枚もらい、その場で記入して、先輩弁護士に渡したのが、私の横田基地公害訴訟弁護団としてのスタートでした。

### 3 「被害にはじまり被害に終わる」

第2次新横田基地公害訴訟の提起から、もうすぐ2年が経とうとしています。弁護団に加入して以降、私も現地に足を運び、実際の横田基地の騒音にも触れるようになりました。しかし、これまで公害事件に携わる先生方から折に触れて聞いてきた「公害は被害に始まり被害に終わる」という言葉を、少しずつ実感してきたのは、今年に入って陳述書作成のための聞き取りを始めてからでした。

聞き取りを行う中で、原告の方々から「飛行機の音は、人が一生懸命に進めていることをすべて台無しにしてしまう。」「爆音による妨害は、盛り上がった気持ちを残酷に削ぐもの。楽しみが失われたという失望は、取り戻すことはできない。」「飛行による金属音がすると、本当に何も手につかなくなってしまい、生活を妨害されているということをひしひしと感じる。」といったお話を伺いました。「うるさい」という被害は、ともすればその深刻さが伝わりにくいという難しさがあります。私自身の騒音被害に対する認識も、この難しさにとらわれていたことに、陳述書作成のための聞き取りの中で気づかされました。

原告の方々は、朝起きて、夜眠るまで、場合によつては寝ている間も、騒音に曝されています。集中して勉強していても、気の置けない仲間とお

しゃべりを楽しんでいても、深刻な話し合いをしていても、趣味の時間を楽しんでいても、病気で苦しんでいても、騒音は構いなしに鳴り響くのです。原告の方々のお話で、横田基地の騒音が日常のいたる場面で生活を妨害していることの深刻さを痛感し、被害者の方々から訴訟手続を託された弁護団として、この被害を、裁判所に、被告国に、きっちり伝えきらなければならないと気持ちを新たにしました。

### 4 騒音被害の解消を

すでに説明したとおり、横田基地公害訴訟は初めの提訴から40年が経過し、その間に何度も騒音が違法状態にある旨判示されてきました。原告ら基地周辺住民は、訴訟の提起だけではなく、毎年の全国公害被害者総行動をはじめとした要請行動も繰り返し行っています。しかし、度重なる判決や要請にもかかわらず、違法状態は放置され、騒音被害はいっこうになくななりません。

第1回口頭弁論期日で、原告団長は「基地周辺住民は、静かで安全な生活環境を孫、子に引き渡したいとの一心で、生涯をかけて長い長い訴訟に取り組んできた」「私がこの訴訟半ばに亡くなることがあろうとも、航空機騒音が無くならない限り、住民は、次々と訴訟を起こし続けなければなりません。」との意見陳述を行いました。私はこの陳述を忘れることができません。

今年5月には、第4次厚木基地爆音訴訟で、自衛隊機の飛行差し止めを認める判決がなされるという、大きな成果が獲得されました。

第2次新横田基地訴訟においては、判決内容をさらに前進させ、米軍基地の騒音問題に終止符を打つ判決を勝ち取れるよう、強い決意をもってたたかいを進めていきたいと思います。

### 【巻頭言】

最近の判決に見る公害訴訟の前進

幹事長  
弁護士 中杉 喜代司

1

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟 無告の民が築いた礎

大阪アスベスト弁護団  
弁護士 伊藤 明子

3

脱原発訴訟 報告

弁護士 板井 優

5

福島原発被害弁護団報告

弁護士 深井 剛志

7

「生業を返せ、地域を返せ！」

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団

福島原発訴訟の現状

弁護士 馬奈木巖太郎

9

福島原発被害首都圏弁護団の活動

福島原発被害首都圏弁護団  
弁護士 中川 素充

10

### 【若手弁護士奮戦記】

第2次新横田基地公害訴訟弁護団に参加して

第2次新横田基地公害訴訟弁護団  
弁護士 小口 明菜

12